

研究倫理チェックリスト

**研究計画審査:**倫理審査委員会を持たない機関に所属する会員が、本学会への投稿を意図して組んだ研究計画に関する審査

(この審査を受けた場合は、下記の審査は不要)

**研究公表前審査:**教育研究機関以外に所属する会員が、実施していた活動の一部を研究的な視点でまとめて発表しようと考えた場合など、事前の研究計画の審査が行われていない研究を投稿しようとする際に行う審査。

研究計画審査用研究倫理チェックリスト

| 項目                                   | チェック |     |
|--------------------------------------|------|-----|
|                                      | 該当   | 非該当 |
| 1. 研究代表者および共同研究者の所属機関に倫理審査委員会がない。    |      |     |
| 2. 所属長の承認印が押された申請書が添付されている。          |      |     |
| 3. 研究目的・計画・方法が妥当である。                 |      |     |
| 4. 研究の対象者の人権が擁護されている。                |      |     |
| (1) 対象者を確保する方法が適切である。                |      |     |
| (2) 対象者の人権を脅かす様々な可能性が明記されている。        |      |     |
| (3) 対象者への身体的、心理的なリスクが明記されている。        |      |     |
| (4) 対象者へのリスクを最小限にとどめる具体的な方法が明記されている。 |      |     |
| 5. 対象者へのインフォームドコンセント(IC)の方法が適切である。   |      |     |
| (1) ICをいつ、だれが、どのように行うのかが明記されている。     |      |     |
| (2) 研究の説明内容が適切である。                   |      |     |
| (3) 承諾/同意文書の内容が適切である。                |      |     |
| (4) 承諾/同意をとる方法が適切である。                |      |     |
| 6. 個人情報保護の体制が整えられている。                |      |     |
| (1) 匿名性が確保されている。                     |      |     |
| (2) 情報の漏洩防止策がとられている。                 |      |     |
| 7. 研究の透明性が確保されている。                   |      |     |
| (1) 研究方法が具体的に明記されている。                |      |     |
| (2) 研究結果の公表について明記されている。              |      |     |
| (3) 研究資金を受けている組織と研究者との関係が明記されている。    |      |     |
| 8. 研究組織が明記されている。                     |      |     |
| 9. 研究フィールドが明記されている。                  |      |     |
| 10. 対象者への謝礼の有無と内容について明記されている。        |      |     |

研究公表前審査用研究倫理チェックリスト

| 項目   | チェック |     |
|--|------|-----|
|  | 該当   | 非該当 |
| 1. 研究代表者および共同研究者の所属機関に倫理審査委員会がない。もしくは、研究代表者の所属機関に倫理審査委員会はなく、かつ共同研究者の所属機関に倫理審査委員会を有しても、データ収集後、投稿に当たり共同研究者となった場合である。 |      |     |
| 2. 所属長の承認印が押された申請書が添付されている。  |      |     |
| 3. 当初、発表を意図せずに収集したデータを用いている。   |      |     |
| 4. 3に該当する場合、参加者にはデータの利用を拒否する機会が設けられている。  |      |     |
| 5. 研究目的・計画・方法が妥当である。   |      |     |
| 6. 研究の対象者の人権が擁護されている。  |      |     |
| (1) 研究協力の自由意思が保証されている。   |      |     |
| (2) 対象者の人権を脅かす可能性に対して十分な対応が行われている。   |      |     |
| (3) 対象者への身体的、心理的なリスクに対して十分な対応が行われている。  |      |     |
| (4) 研究が公表されることで、対象者に不利益が生じる可能性がないことが保証されている。   |      |     |
| 7. 対象者へのインフォームドコンセント(IC)の方法が適切である。(その必要性がある場合)   |      |     |
| 8. 匿名性が確保されている。  |      |     |